

平成24年5月6日 竜巻災害への対応について (地震・台風等との対応の違い)

H25. 6. 14 栃木県県民生活部消防防災課

1. 当日の気象

11時54分 県全域に大雨・雷注意報、竜巻注意情報発表（16:20まで継続）

2. 被害市町

真岡市、益子町、茂木町（災害救助法を適用）

3. 住家等被害の概要

（単位：棟）

	全壊	半壊	一部破損	(非住家)	計
真岡市	6	9	106	183	304
益子町	7	25	188	166	386
茂木町	0	7	126	106	239
計	13	41	420	455	929

4. 初動対応経過

（12時40分～13時頃 栃木県東南部1市2町で竜巻による被害が発生）

14時00分：航空隊から、県南東部で被害が発生している模様との連絡を受電。

→ 第1次注意体制発動（当直・災害対応班長による対応）

14時15分：防災へり発動指示（悪天候のため数分後に帰投）

14時32分：真岡市からの第1報を受電（建物に被害があるが、詳細不明）

14時59分：益子町からの第1報を受電（建物被害多数、怪我人あり）

15時06分：芳賀消防本部からの第1報を受電（建物・人的被害多数）

15時13分：第2次注意体制発動（危機管理監、課長ほか10名体制）

→ 県庁内災害関係部局へ登庁指示

16時59分：防災へり、天候回復のため再調査

17時30分：防災へりからの報告で、本県内での大規模な被害を覚知

18時頃：危機管理監から知事・副知事へ緊急報告（日没のため、翌日、現地視察）

22時15分：初日の情報収集作業を終了

5. 初動対応における課題

竜巻災害は、被害は甚大であるが極めて局所的な災害であるという特異性を有し、また、被災した市町や消防本部が初動対応に追われていたため、県（消防防災課）が災害発生の実態や被害情報を把握するまでに時間を要した。

6. 竜巻災害後の県の取組

(1) 見舞金の支給

被災者生活再建支援法の適用が困難と判断し、竜巻被害者へ見舞金を支給した。

（6月臨時県議会において補正対応）

支給額：全壊・半壊解体100万円（18世帯）、大規模半壊50万円（7世帯）

(2) 栃木県版被災者生活再建支援制度の創設（H25.4運用開始）

今回の竜巻災害と同様の災害（災害救助法が適用され、かつ、被災者生活再建支援法の対象とはならない災害）に備え、県と市町村が1億円ずつ拠出して基金を設置し、県独自の支援制度を創設した。

（協定を締結し、（公財）栃木県市町村振興協会が基金の管理運用を実施。）

(3) 県職員による通報制度の創設

休日・夜間など勤務時間外において、局地的な災害が発生した場合に備え、県職員による通報制度を創設した。

(4) 緊急対策要員の市町への派遣（制度改正・今年度から運用開始）

県内で震度6弱以上の地震が発生した場合等において、本庁や各合同庁舎に登庁し初動対応に従事する「緊急対策要員」制度を見直し、対策要員のうち3名を市町村へ派遣することとした（各市町村に1台ずつ衛星携帯電話を配備）。

(5) 地域防災計画の見直し（H24.10）

「風水害対策編」の見直しを行い、竜巻の特徴や竜巻からの身の守り方、竜巻災害への対応等について、大幅な加筆修正を行った。